

ごみ収集カレンダー広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱に基づき、ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広報掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1 枠当たり縦 35mm、横 130mm とする。ただし、カレンダーの 1 ページに隣り合う 2 枠を 1 広告として掲載する場合は、縦 35mm、横 270mm とする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置はカレンダーの下の市が指定する位置とし、申込書に掲載を希望する月及び位置を記入する。

- 2 広告数は 1 ページにつき 2 枠までとし、合計 11 枠（12 月のページは除く）を限度とする。
- 3 広告掲載希望月に重複する申込みがあった場合は、抽選とする。抽選により、外れた場合は広告主と市で協議して、申込みのない月に変更することができる。
- 4 1 広告主等が掲載できる広告は 2 枠を限度とする。ただし、募集期間内に申込み数が募集数に達しない場合はこの限りではない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1 枠当たり 16,500 円とする。ただし、隣り合う 2 枠を 1 広告として掲載する場合は、33,000 円とする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に市税完納証明書を添付し募集期間内に市長に提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第6条 カレンダーに掲載する広告の原稿は、市が指定する日までに CD-R 等に記録し、PDF ファイル形式により提出するものとする。

(掲載しない広告)

第7条 市の一般廃棄物収集運搬許可を受けていない者が、一般廃棄物を取り扱い又は取り扱うおそれがあると類推又は誤解される内容の広告については、掲載しない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

- 2 第 5 条の規定による申込みが広告掲載の募集数を超えた場合における掲載決定の優先順位は、市内の事業所（支店及び営業所を含む。）を有する広告主の広告を優先し、当該優先順位が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(インターネット・ホームページ上への広告掲載)

第10条 インターネット・ホームページ上に掲載する「カレンダー」には広告を掲載しない。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月20日から施行する。